

平成 2 6 年 2 月 3 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 6 年第 1 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成26年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○会	期	の	決	定	5					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	5
○議	案	第	1	号	5					
○議	案	第	2	号	6					
○議	案	第	3	号	6					
○議	案	第	4	号	7					
○議	案	第	5	号	8					
○議	案	第	6	号	8					
○一	般	報	告	1	2					
○一	般	質	問	1	2					
○閉	会	1	2							
○署	名	1	3							

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成26年第1回定例会会議録

○
平成26年2月3日（月）午後3時00分開議

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第1号 東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別
職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例
の制定について
日程第 4 議案第2号 東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員
給与条例の一部を改正する条例の制定につい
て
日程第 5 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦
率を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第 6 議案第4号 東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の
一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第5号 東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支
援施設条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて
日程第 8 議案第6号 平成26年度東葛中部地区総合開発事務組
合一般会計予算について
日程第 9 一般報告
日程第 10 一般質問

出席議員（6名）

1番	井崎義治君	2番	海老原功一君
3番	関口隆明君	4番	田中晋君
5番	青木章君	6番	茅野理君

欠席議員
なし

説明のため議場へ出席した者

管理者 秋山浩保君 副管理者 星野順一郎君

代表監査委員	菅 生 泰 久 君	会計管理者	飯 村 俊 彦 君
事務局長	池 上 昌 弘 君	主 管 者	飯 田 晃 一 君
主 管 者	山 田 聡 君	主 管 者	大 畑 照 幸 君
総務課長	神 野 宏 美 君	総務課副参事	染 谷 誠 君
園 長	川 上 啓 治 君	斎 場 長	渡 邊 哲 也 君

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 渡 会 利 之 君

午後3時00分開会

○議長（海老原功一君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成26年第1回定例会を開会いたします。

午後3時00分開議

○議長（海老原功一君） 直ちに会議を開きます。

○議長（海老原功一君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） はい。本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成26年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会の開会に当たり、所信の一端を申し述べるとともに、主要な事務事業について御報告いたします。

初めに、みどり園改築等PFI事業の進捗状況でございます。

工事の状況としましては、共同生活介護事業所みどりの家が昨年12月に完成し、12月16日に引渡しを受けました。今後は、現在解体を進めているC棟跡地に日中活動棟の南側部分を建設し、並行して園庭等の外構工事を行なっていく予定でございます。

工事も残すところわずかとなり、利用者が居住しながらの工事ではございますが、安全には十分配慮を行い、引き続き利用者の生活に支障が出ないように注意を払ってまいります。

なお、1月末日現在での全体工事における進捗率としましては、88.8パーセントとなっております。

また、みどり園職員の処遇につきましては、本年度に引続き任用替えとなる職員の受入れについて関係市には御協力をいただいております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

次に、平成26年度の一般会計予算でございます。予算編成方針としましては、関係市において、生活保護費や障害者介護給付費等の社会保障全般が増加しており、引き続き厳しい財政運営になるものと見込まれております。このような中、みどり園においては、新施設が6月に竣工し、民営化基本方針に基づくPFI事業の推進、完全民営化を前提にした指定管理による運営を4月から開始いたします。指定管理者から提供されるサービスが、要求水準書等の内容を達成しているかどうかを確認するため、事業実施状況に係る日常モニタリング及び定期モニタリングを実施してまいります。

また、斎場については施設設備等の維持及び更新を進め、市民サービスの充実に努めながら、効率的で計画的な運営が求められております。そのため、事務事業全般の見直しと、限られた財源を有効に活用するため、事業の重要度・緊急度を十分に検討し、優先度の高いものへ予算を配分したところであります。

平成26年度予算としましては、みどり園は日中活動棟や外構工事に伴う公有財産の購入経費等、ウイングホール柏斎場は施設維持管理に要する経費等を計上いたしました。その結果、平成26年度当初予算は、前年度比64.6%減の7億2,098万2千円となりました。

主なものとしましては、歳出は、みどり園の民生費においてPFI事業における日中活動棟南側部分と外構部分の購入費として約1億1,000万円がございました。ウイングホール柏斎場の衛生費においては、施設の維持管理も含めた業務委託関係経費に約1億5,000万円、その他火葬炉関係の修繕経費等に約3,100万円を計上いたしました。

また、歳入では、組合債として「社会福祉施設整備事業債」約6,500万円、繰入金として施設整備基金から約5,400万円を見込んでおります。なお、関係市からの市負担金につきましては前年度に比べ約6,800万円、率にしまして13.6パーセントの減額となっております。

続きましては、前定例会以降の各事業の取り組みについて御報告いたします。

まず、みどり園の関連です。

先月の26日には、みどり園祭を開催いたしました。多くの方の御参加を賜り、新しい施設のお披露目とイベント等が盛大に行われました。御参加をいただいた方々をはじめ、御協力いただいた関係者の皆様にお礼申し上げます。

さて、昨年12月に千葉県内の福祉施設において、職員による利用者への暴行があり、利用者の19歳の少年が死亡したという報道がございました。亡くなられた利用者の方、御家族の皆様には多大な苦痛を与えて

しまった事件となってしまいました。みどり園においては、日頃から利用者の権利擁護、虐待防止に向けた取り組みを行っており、虐待防止マニュアルの整備や研修会を通して権利擁護と虐待の防止に取り組んでおります。この事件を機会に、改めて職員に対し周知徹底を行っているところです。

社会福祉法人への運営引継につきましては、事務組合職員と法人職員が一緒に利用者の支援を通して、利用者個々の行動特徴を確認し支援技術の向上を図っております。また、法人側から看護師、栄養士も配属され、看護業務、栄養管理業務の引継ぎも行われております。

居住棟に続き、共同生活介護事業所みどりの家も完成し、利用者の引越しも終わりました。みどりの家として本年1月1日に開所をいたしております。

引き続き、利用者が安全で安心して、健康で生活していけるようより一層の努力をしております。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

現在、建物の維持管理及び来場者の利便性の向上を目的に、告別室や炉前ホール等にありますトップライトの交換や、排煙窓の改修工事を行っております。工事施工については、お客様への影響がないよう友引日を中心に行い、2月28日までを工期に実施する予定となっております。

また、本年4月1日からの消費税の税率改正に伴う維持管理コストの増加により、ウイングホール柏斎場でも火葬料を除く使用料の改定を行うため、今議会での議案を提出させていただいております。

今後、斎場施設を利用される方々への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めてまいります。

最後になりましたが、本日は、非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例のほか、平成26年度一般会計予算など6議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○議長（海老原功一君） はい。ありがとうございました。

日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成25年7月分から12月分に関する例月現金出納検査の結果報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（海老原功一君） 日程に入ります。

○

○議長（海老原功一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたしま
す。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、
田中晋議員及び青木章議員を指名いたします。

○

○議長（海老原功一君） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号を議題にします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書1ページでございます。

議案第1号は、東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬
等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、本年4月から、みどり園の管理を指定管理者に行わせること
に伴い、非常勤特別職職員としてみどり園に配置している「嘱託医」、
「産業医」及び「苦情解決第三者委員」の報酬を廃止するとともに、指
定管理者による管理業務について事務組合が示した水準を満たしている
かをモニタリングする「指定管理者審査委員会」を設置することとした
いので、その委員に支払う報酬額を定めようとするものです。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） はい。

説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） はい。
挙手全員でございます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



○議長（海老原功一君） 日程第4、議案第2号を議題にします。
〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書5ページでございます。

議案第2号は、東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、本年4月からみどり園の管理を指定管理者に行わせることに伴い、みどり園職員に対して特殊勤務手当として支給している「施設管理者手当」、「年始勤務手当」、「看護業務手当」、「支援業務手当」及び「夜間特殊業務手当」を廃止しようとするものです。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） はい。
説明が終わりましたので質疑に入ります。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） はい。
挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



○議長（海老原功一君） 日程第5、議案第3号を議題にします。
〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書の9ページでございます。

議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

組合の経費につきましては、組合事業により生じる収入その他の収入をもって充て、不足する分については、関係市に分賦し、負担金として歳入に繰り入れることとされておりました、その負担割合は条例において定めています。

今回の改正は、総務費、民生費及び衛生費の分賦率を改定するとともに、平成26年度から適用することになる障害者支援施設及び共同生活介護事業所の建設費及び建設費に係る債務の償還に関する分賦率について定めようとするものです。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第6、議案第4号を議題にします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書13ページでございます。

議案第4号は、東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、ウイングホール柏斎場の式場、祭壇、霊安室及び霊柩自動車の使用料を改定しようとするもので、本年4月からの消費税法等の改正に伴う消費税率引上げにより、維持管理等に係る経費が増加することとなるため、相当分について使用料を引き上げようとするものです。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第7、議案第5号を議題にします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書19ページでございます。

議案第5号は、東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例及び東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例中に引用している法律の条項が変更になったことに伴い該当部分の改正を行うとともに、施設の名称を実態に合わせて、「東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園」及び「東葛中部地区総合開発事務組合立みどりの家」と改めようとするものです。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第8、議案第6号を議題にします。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

議案書 25 ページでございます。

議案第 6 号は、平成 26 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を定めようとするものでございます。

平成 26 年度の予算編成に当たりましては、引き続き健全財政を確保し、構成市からの負担金を抑制することを基本に、事務事業全般について見直し、簡素化及び効率化を積極的に推進するとともに、限られた財源を有効に活用するため、重要度・緊急性を十分検討し、配分していくものとしたしました。

議案書 26 ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれの額を 7 億 2, 098 万 2 千円と定め、款項ごとの金額を第 1 表のとおり定めるものでございます。

また、議案書 29 ページ第 2 表のとおり、みどり園改築等 PFI 事業のために、限度額 6, 540 万円の地方債を設定するものでございます。

予算の概要につきましては、お手元の別冊資料平成 26 年度一般会計当初予算の概要に沿って説明させていただきます。

まず、歳出につきましては、12 ページ、13 ページでございます。

2 款総務費は、前年度比 1, 164 万 1 千円の減額となりました。

これは、みどり園職員が減員になったことによる社会保険料等の減額等によるものでございます。

3 款民生費は、みどり職員の減員による人件費約 3 億 4, 600 万円を始め賃金、委託料、公有財産購入費が減額となり、前年度比 1 億 3, 603 万円の減額となりました。

4 款衛生費は、前年度比 3, 904 万 8 千円の増額となりました。

これは、需用費の光熱水費の電気料金やガス料金の値上げ及び修繕料の火葬炉修繕で約 1, 900 万円、委託料の火葬業務委託で約 1, 400 万円増額したことによるものです。

5 款の公債費は、平成 24 年度、25 年度に借り受けました社会福祉施設整備事業債の償還に係る利子分 730 万 2 千円を計上いたしました。

以上と 6 款予備費により、歳出予算総額 7 億 2, 098 万 2 千円となりました。

続きまして、歳入は、4 ページ、5 ページでございます。

1 款分担金及び負担金のうち市負担金は、総額 4 億 3, 733 万 5 千円で、前年度に比べて、6, 881 万 5 千円の減額となりました。

これは、みどり園事業費に係る減額が要因でございます。

障害者福祉費負担金は、施設訓練等支援費負担金が減額となったため、

前年度比 2 億 9, 880 万 9 千円減の 6, 057 万 7 千円となりました。

2 款使用料及び手数料は、前年度比 4, 785 万 7 千円の減額です。

これは、民生使用料の施設入所利用者使用料が減額となり、衛生使用料も減額となったためです。

6 款繰入金は、民生費の P F I 事業に伴う日中活動棟他の購入に充てるため、施設整備基金から 5, 452 万 3 千円を繰り入れております。

7 款繰越金は、1, 000 万円を見込んでいます。

8 款諸収入は、前年度比 882 万円の減額となりました。

これは、みどり園関係における雑入の減額に伴うものです。

9 款組合債は、P F I 事業に伴う日中活動棟や外構等の購入のため、社会福祉施設整備事業債 6, 540 万円を計上しております。

以上によりまして、歳入予算総額も、7 億 2, 098 万 2 千円となったものです。

この結果、平成 26 年度当初の歳入歳出予算総額は、前年度に比べまして 13 億 1, 757 万 1 千円の減額、率にいたしまして 64.63 パーセントの減となっております。

簡単ではございますが以上です。

何卒御賛同賜わりたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質問はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6 番議員（茅野理君） はい。

○議長（海老原功一君） はい。6 番議員茅野理議員。

○6 番議員（茅野理君） はい。

歳出の部分で質問させていただきます。

総務管理費の使用料及び賃借料 615 万 8 千円なんですけれども、総務のほうで入っている事務所の月額と年額ですね、まずお示してください。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

事務組合事務局の事務室賃貸借料は、年額で 155 万 5, 200 円でございます、月額に直しますと 12 万 9, 600 円でございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6 番議員（茅野理君） はい。

○議長（海老原功一君） はい。6 番議員茅野理議員。

○6 番議員（茅野理君） はい。有難うございます。

月額約 12 万 9, 350 円ということでございましたけれども、あそこの柏市の公社の方に支払いをしているということですが、あそこの場所に置かなければいけない理由というものを示してください。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

まずひとつは、どこかに事務局を置かなければいけないということで検討して参りましたが、今まではウイングホール柏斎場、あるいはみどり園との往来、あるいは3市との連絡調整ということで、中心部に置くということで、あの場所に今まで置いてあったものでございます。

それとウイングホール柏斎場、みどり園でございますけれども、定期的に歳入がございまして、現金を扱っております、それを一旦持って来て銀行に預け入れるという作業をやってございまして、そのために今も毎日というか、週に3回程度、行き来の事務として使われております。

以上でございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番議員（茅野理君） はい。

○議長（海老原功一君） はい。6番議員茅野理議員。

○6番議員（茅野理君） はい。

中心部に置いたということでありましてけれども、みどり園あるいはウイングホールに事務所を置くことができれば、155万円、これを浮かすことができると思うんですね。

しかもあそこは耐震化されていない危険な建物でありますし、私はその辺もちょっと心配があります。

その辺で主管者レベルでも話があったらしいんですけども、是非ですね、事務所の移転をみどり園あるいはウイングホールのほうに移転をすべきではないかなというふうに思うんですが、経費の削減を考えた時に。ですからその移動の話もそうですけれども。

その辺いかがでしょうか。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（池上昌弘君） はい。

この間のみどり園のPFI事業あるいは民営化事業に伴いまして、みどり園の指定管理者になるということに伴って、事務組合が直接事業を行っていくものがウイングホール柏斎場になります。

このため、更なるその事務の効率化あるいはその合理化ということを課題にされまして、確かにあの事務局の位置について移動できないかという提言が出ております。

移動するとなると今後はみどり園が使いませんので、ウイングに移転するかどうかということであったんでありますけれども、現在のところ事務局の全体のことをウイングホールの事務室に収めきることができないのではないかとということで、現在のところまだそこに移動するということが決まってはございません。

ただ今後も事務組合の更なる合理化のためには、それも検討の余地として考えて行く必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（海老原功一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第9、一般報告を行います。

お諮りします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（海老原功一君） 日程第10、一般質問を行います。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（海老原功一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成26年第1回定例会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成26年 2月21日

議会議長 海老原 功 一

議会議員 田 中 晋

議会議員 青 木 章

資料

平成 26 年 2 月 3 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 26 年第 1 回定例会

議案第 1 号～議案第 6 号

東葛中部地区総合開発事務組合

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等
支給条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 3 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

みどり園の管理を指定管理者に行わせることに伴い、嘱託医等を
廃止し、指定管理者審査会委員を設けたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

号	職名	支給区分	報酬額
1	指定管理者審査会委員	年額	20,000円
2	優れた識見を有する者のうちから選任される情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	8,000円

別表第2区分の欄中「から第4号まで」を「及び第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2月 3日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

みどり園の管理を指定管理者に行わせることに伴い、施設管理者手当等の特殊勤務手当を廃止したいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例
の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例（昭和
35年東葛中部地区総合開発事務組合条例第7号）の一部を次の
ように改正する。

別表中施設管理者手当，年始勤務手当，看護業務手当，支援業
務手当及び夜間特殊業務手当の項を削る。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 3 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の55.0
流山市	100分の24.8
我孫子市	100分の20.2

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の55.0
流山市	100分の23.4
我孫子市	100分の21.6

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設費並びに建設費に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の54.5
流山市	100分の24.1
我孫子市	100分の21.4

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2月 3日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

斎場の火葬料を除く使用料の改定を行いたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例（平成7年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大式場	午後3時から翌日の午後2時30分までの間	1回	90,000円	150,000円
小式場		1回	60,000円	90,000円
祭壇		1式	15,000円	30,000円
霊安室	午前0時から午後12時までの間	1体	8,000円	16,000円
霊柩自動車		1回	9,000円	14,000円

」

を

「

大式場	午後3時から翌日の午後2時30分までの間	1回	92,500円	154,200円
小式場		1回	61,700円	92,500円
祭壇		1式	15,400円	30,800円
霊安室	午前0時から午後12時までの間	1体	8,200円	16,400円
霊柩自動車		1回	9,200円	14,300円

」

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定はこの条例の施行の日以後の斎場の使用に係る使用料について適用し，同日前の斎場の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例等
の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例等の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 3 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

障害者支援施設及び共同生活援助事業所の名称を改める等の改正
を行いたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例
等の一部を改正する条例

(東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部改正)

第1条 東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例(平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第83条第4項」を「第83条第3項」に改める。

第2条表中「東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設みどり園」を「東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園」に改める。

第3条第1号中「法第5条第6項」を「法第5条第7項」に改め、同条第3号中「法第5条第11項」を「法第5条第10項」に改める。

(東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例の一部改正)

第2条 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例(平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第10項」を「第5条第15項」に改める。

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第3条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成25年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所みどりの家」を「東葛中部地区総合開発事務組合立みどりの家」に改める。

附 則

この条例中第 3 条の規定は公布の日から，第 1 条及び第 2 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次のとおり定める。

平成26年 2月 3日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ720,982千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		497,912
	1 負担金	497,912
2 使用料及び手数料		91,543
	1 使用料	91,222
	2 手数料	321
3 県支出金		0
	2 県委託金	0
4 財産収入		32
	1 財産運用収入	32
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		54,523
	1 基金繰入金	54,523
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		1,571
	2 雑入	1,571
9 組合債		65,400
	1 組合債	65,400
歳 入 合 計		720,982

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		77,856
	1 総務管理費	77,799
	2 監査委員費	57

(單位 千円)

款	項	金額
3 民生費		272,979
	1 社会福祉費	272,979
4 衛生費		352,845
	1 保健衛生費	352,845
5 公債費		7,302
	1 公債費	7,302
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		720,982

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
みどり園改築等PFI事業	65,400	普通貸借又は債券発行	年 5.0 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし、組合財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。